

# 納付のご案内とお願い

お申し込みされた後納保険料の納付書「領収（納付受託）済通知書」をお送りします。  
**銀行などの金融機関、郵便局、コンビニエンスストア**で納めてください。

※Pay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納めることもできます。  
 ※市（区）役所、町村役場および年金事務所の窓口では納めることができません。

**納付の際のお願い**

**① 『古い月分から順に』 納めてください**

（例）平成14年10月分から平成15年9月分の12枚納付書が送付された際は、  
 古い：平成14年10月分から  
 ↓  
 新しい：平成15年9月分の順に納めてください。

**② 『使用期限』 に注意してください**

お送りした納付書は「使用期限」を過ぎると使えなくなります。

使用期限

平成14年10月分→平成24年10月31日  
 平成15年3月分→平成25年3月31日  
 平成15年4月分～  
 平成15年9月分→平成25年3月31日

※10年たっていない期間の「使用期限」が過ぎてしまった場合は「③」をご覧ください。

**③ 「使用期限」 が過ぎてしまった場合は？**

「使用期限」を過ぎた納付書は使えなくなります。しかし、後納保険料は、10年以内であれば再度申し込みをすることができますので、新しい納付書を使用して納めることができます。

（例）平成15年4月分 → 平成25年3月31日期限 を過ぎてしまった

平成25年4月10日 再度申し込み ↓

平成15年4月分 → 平成25年4月30日期限 新しい納付書を送付  
 ※ただし、後納保険料の金額は毎年改正され、「使用期限」を経過すると変更（増額）になりますので予めご了承ください。

**その他のお願い事項**

- 後納納付をお申し込みされた期間以外の過去2年以内に納めていない期間がある場合は、2年以内の保険料についても納めてください。
- 過去2年以内に未納となっている方に対する、電話・文書・戸別訪問による納付督促及び保険料の収納業務について、民間委託を実施しています。

（裏面に続きます）

○お申し込みされた後納保険料の納付を終えられた場合

(1) 後納保険料の納付ができる期間のうち一部の期間のみ申し込みされた方で、さらに後納保険料の納付を希望される場合は、新たに申し込みが必要となります。

(2) 後納保険料を納付したことによって、新たに年金のお受取りが可能となる方は、年金のご請求をいただく必要がありますので、お近くの年金事務所へご相談ください。

○現在日本年金機構においては、コンピュータ上で管理している年金記録について、その基となった古い紙台帳等の記録と突き合わせ（照合）作業を進めております。

今後、年金記録に「もれ」や「誤り」が発見された際には、ご連絡させていただく場合があります。